

平成 28 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 28 年第 1 回志賀町議会定例会会議録

平成 28 年 3 月 1 日、第 1 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 0 分 開会)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	山 本 政 人
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	北 富美夫
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	安 田 朗
議 会 事 務 局 参 事	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第 2 号ないし第 47 号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 35 号 (質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 28 年第 1 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

越後敏明議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、16番 久木拓栄君、1番 中谷松助君を指名します。

日程第2 会期の決定

越後敏明議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

越後敏明議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第2号ないし第47号(提案理由説明)

越後敏明議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第2号ないし第47号を一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 平成28年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案いたしました案件の概要等についてご説明をいたします。

今年の冬は、暖冬傾向で雪は少ないと予測をされながら、去る1月23日から25日にかけて、日本列島に非常に強い寒気が流れ込んだ影響から、全国各地で記録的な豪雪となりました。県内では、能登を中心に約30年ぶりのドカ雪となり、本町においても、40センチ以上の積雪が観測され、車両等の通行に支障が生じ、また25日には、小中学校を臨時休校とするなど町民生活に大きな影響を

及ぼしました。

このような中、町では、除雪事業者と連携を取りながら幹線道路や生活道路などの除雪をフル稼働で行いましたが、町内全域にわたって断続的に雪が降り続いたこともあり、除雪作業が追いつかず、町民の皆様にはご不便をおかけしました。この度の状況を踏まえ、関係者と情報共有を的確に行うなど、体制強化に努め、今後、より一層、積雪時の安全確保に努めていきたいと考えております。

次に、大漁起舟祭についてであります。

先般2月11日に開催した第5回大漁起舟祭は、天候に恵まれ町内外から多くの来場客で賑わい、成功裡に終えることができました。運営にご尽力をいただいた関係の皆様をはじめ、ご来場いただきました町民の皆様に深く感謝を申し上げます。

今年は、多くのお客様に炉端焼きコーナーを利用していただけるよう、立食テーブルを新設したり、福引抽選会をスムーズに行うため、その都度、抽選できるようにするなどの見直しを行い、さらには、町の優良特産品として推奨を受けた加能ガニや甘エビをはじめとする新鮮な魚介類の出品数を増やすなど、内容の充実を図りました。お蔭を持ちまして、今年の実来場客数は3万人を超える盛況ぶりであり、5回目となった大漁起舟祭も能登を代表する冬の食のイベントとして定着をしてきたものと喜んでおります。今後とも、大漁起舟祭や各種イベントを通じ、本町の食の魅力を広くPRしながら、町の賑わいを創出し交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、国勢調査についてであります。

昨年実施された国勢調査に基づく人口の速報値が先般公表されましたが、平成27年10月1日現在の町人口は20,434人となり、5年前と比較すると1,782人、約8パーセントの減少となっております。県内では、特に能登地域の落ち込みが目立っており、能登の自治体にとって人口減少対策は喫緊の課題であることが改めて浮き彫りとなりました。人口の社会増減、特に若者の流出については、大学等への進学時と卒業後の就職時において顕著であることから、先般1月20日に、石川県及び19市町と県内の8大学において、学生の県内での就職率向上等に関する連携協定を締結したところであります。今後は、協力企業を含めたオール石川体制で、石川を学ぶICT教育カリキュラムの実施やインターンシップの

拡充を図るなど、学生に本県の魅力を知ってもらい、地元企業への関心を高める取り組みを推進していきます。

次に、志賀町定住促進住宅地みらいとうぶ分譲の状況についてであります。

町外在住者を対象に、昨年 12 月 1 日から本年 1 月まで実施した 1 次募集では、新聞折り込みや雑誌、インターネット等での PR 効果もあり、奥能登の市町をはじめ、金沢市在住の方などから 6 件の申し込みがありました。本日より、町内在住者を含めた 2 次募集を開始いたしますが、引き続き様々な広報手段を活用しながら、本町の魅力ある奨励金制度や充実した子育て・教育環境等を PR し、早期の完売を目指していきたいと考えております。

次に、第 2 次志賀町総合計画の策定についてであります。

新町の誕生後、策定した第 1 次総合計画については、平成 28 年度が目標年次であることから、現在、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、今後 10 年の総合的な町づくりの将来ビジョンと町政のあり方を示す、第 2 次総合計画の策定作業を進めているところであります。策定にあたっては、人口減少対策や地域の活性化などを目的に、昨年 10 月に策定した志賀町創生総合戦略との整合性を図りながら、町民の皆様が、豊かに暮らし続けることができ、住んでよかったと実感していただける計画となるよう、議会の皆様のご意見も伺いながら 本年 12 月末を目処に取りまとめていきたいと考えております。

次に、志賀小学校の整備についてであります。

本年 4 月の開校を目指して建設工事を進めてきた新校舎については、計画どおり 1 月末で完成をいたしました。今月 12 日には、竣工式を挙げる運びとなっており、同日の午後と 13 日には、一般見学会を実施することとしております。また、スクールバス運行については、先月 28 日、加茂地区及び下甘田地区の児童を対象に試乗してもらい、乗車指導を行ったところであります。他の地区についても、今月 6 日に実施することとしており、開校後の安全かつ円滑な運行に向けて準備を進めていきます。また、志賀小学校に隣接して整備を進めている志賀放課後児童クラブについては、今月 22 日までに建設工事を完了し、26 日、27 日の両日、一般見学会を実施する予定であります。すでに工事を終え、4 月から富来小学校内に開設する富来放課後児童クラブと併せ、子ども達が安全に楽しく過ごせる良好な居場所が整備されることにより、子育てしやすい町づくりの推進

につながるものと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

昨年 11 月 20 日に開催された原子力規制委員会の志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合ピア・レビュー会合で、他の専門家からデータ解釈に異論が出たことを踏まえ、規制委員会において、田中委員長が、かなり重要なコメントが出された、と指摘をしたことから、明後日の 3 日に改めて評価会合を開催し、評価書を確定することとなりました。町としては、審査等の途中段階であることから、引き続きその動向を注視するとともに、原子力規制委員会に対しては、これまで申し上げてきたとおり、科学的な根拠に基づいた結論を導き出し、その結果については、しっかりと説明責任を果たし、住民の理解と納得が得られるよう求めていきたいと考えております。

それでは、平成 28 年度の当初予算編成にあたっての基本的な考え方についてご説明申し上げます。

来るべき新年度は、志賀町創生総合戦略の本格的な実行段階となる新たなステージの年であり、志賀町らしさを活かした地方創生の実現に向けて、総合戦略に掲げた施策の具現化に向けた取り組みを推進していくこととしております。そして、厳しい財政状況下においても、自らの判断と責任による積極的なまちづくりが実現できるよう、新たな取り組みと事業の見直しにより、これまで以上に事業の選択と集中に努めたものであります。

一般会計では、対前年度比 10 億 2,000 万円減の 140 億円、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は、対前年度比 16 億 8,980 万円余り減の 249 億 4,476 万 9,000 円と、志賀小学校校舎棟建設、宅地造成などの大型事業が概ね完了し、昨年度より減額となっているものの、地方創生に向けた積極型予算となっております。現在、総合戦略の先行型施策として取り組んでいる若者の移住定住の促進や交流人口の拡大、教育環境の整備などの拡充に加え、地方創生に向けた効果的な事業を展開していく内容となっており、国の補正予算を活用した平成 27 年度補正予算と一体的な予算編成を行ったところであります。

このような方針で、編成いたしました平成 28 年度一般会計予算における重点施策・事業について、総合戦略の 4 つの基本項目に沿ってご説明をいたします。

まず 1 点目は、地方における安定した雇用を創出する、に関してであります。

人口流出を抑制するためには、働く場所の確保や魅力ある企業の誘致を図っていくことが求められます。新年度においては、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、町内で新たに事業をうち上げられる方に対し、必要となる経費の一部を補助するほか、高齢者等の介護に従事する人材確保と育成を図るため、介護従事者に対し、研修受講料の一部を助成します。また、国際交流の推進と発展途上国の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うため、商工会が実施する外国人技能実習生の受入事業に対し、講習及び技能実習に係る経費の補助を行います。さらには、企業の本社機能移転の促進や能登中核工業団地及び堀松工場団地への企業誘致を推進するとともに、すでに立地している企業の事業拡大に対する支援を積極的に推進していきます。なお、本社機能移転促進については、今定例会において、固定資産税の軽減や移転等に係る補助制度の創設に関する条例案を提出させていただいております。

2点目は、地方への新しい人の流れをつくる、に関してであります。

活力ある志賀町を創生していくためには、本町への新しい人の流れをつくること、具体的には、移住・定住を促進し、さらに交流人口を拡大させることが重要なカギとなります。移住・定住の促進については、これまでも町の最重要施策に位置づけ、西山台ニュータウン、みらいとうぶ住宅地の分譲に併せて、魅力ある奨励金制度を創設してきたところであります。また、これらの住宅地以外であっても、転入者には、町内建設業者に依頼して住宅を新築または改修した際に、奨励金を交付するなどの施策を展開してきました。

新年度には、これに加えて、新たに町内全域を対象とした新築住宅購入のための住まいづくり奨励金や民間賃貸住宅に入居する新婚・子育て世帯に対する家賃の一部助成、空き家リフォーム再生等助成制度を創設し、若い世代の町内への転入を促進していきたいと考えております。また、新年度において、大和ハウス工業株式会社と協定を締結し、町内全域を対象とした移住・定住を官民一体で推進していきます。さらには、新規事業として、総務省の地域おこし協力隊事業により、都市部から本町に移住し、地元食材を活用した新メニュー開発や競技力の向上を目的にスポーツアドバイザーの役割を担う方を募集することとしております。そのほか、就農や移住・定住に向けたきっかけづくりを行う目的で、研修生の受け入れを行う農業インターンシップ事業にも取り組んでいます。

交流人口の拡大については、これまでも県や各市町では、北陸新幹線の開業を契機として、効果的な情報発信と観光地の魅力づくりに取り組んできたところがあります。現在、県では、東京オリンピック・パラリンピックや北陸新幹線敦賀延伸などの環境変化を見据えた今後 10 年間の観光施策を推進するため、ほっと石川観光プラン 2016 を策定することとしており、来年度以降の事業を実施していく財源として、ほっと石川観光プラン推進ファンドを造成することとしています。このファンドの運用益を活用し、海外及び国内の誘客対策、県内広域エリアの魅力づくりなどの事業を展開する計画であり、本町もこのファンドに出資するとともに、県と連携して様々な取り組みを進めていきます。

また、引き続き志賀の魅力創出支援事業にも取り組み、世界農業遺産や日本遺産に認定された素晴らしい伝統文化や観光資源にスポットを当て、様々なイベントを開催するほか、利用者が大きく伸びている誘客促進レンタカー利用者宿泊助成制度や地域交流型合宿等助成制度などをさらにPRしながら、滞在型観光の促進と交流人口の拡大につなげていきます。

3点目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、に関してであります。

少子化の要因と言われている晩婚化、未婚化に対する取り組みとして、新年度においては、民間ノウハウを活用し、独身男女の出会いサポート支援事業に取り組んでいきます。具体的には、婚活対象者向けのセミナーや婚活イベントの開催などを民間に委託して実施するほか、結婚のきっかけづくりを行う団体に補助金を交付することにより、出会いの機会を創出する事業を実施していきます。また、最重点施策の一つとして取り組んできた子育て支援については、これまで 18 歳までの医療費助成や多子世帯保育料の無料化、出産祝い金の交付などを実施してきました。

新年度は、これらに加え、妊娠・出産に起因する疾病にかかる医療費の助成や子どものインフルエンザ予防接種の助成対象を、15 歳から 18 歳まで引き上げるとともに、助成額を増額することとしております。さらに、ひとり親家庭等の入学支度金の支給額を増額するほか、今年度から実施しているひとり親家庭の子ども達の学習支援事業を引き続き実施し、より一層の子育ての環境の充実を図っていきます。

教育環境の整備については、志賀小学校の体育館とプール建設、外構工事などの実施や富来中学校の全普通教室にエアコンを設置し、ハード面での充実を図ります。また、志賀小学校及び富来小中学校の通学児童・生徒送迎用スクールバスを2台購入するための予算を計上させていただいております。さらに、本年度初めて実施をし、好評でありました受験を控える中学3年生を対象にした学習サポート事業を引き続き実施するほか、小学校特別支援員の増員や全小中学校に図書館司書や外国語指導助手を配置するなど、ソフト面における教育環境の充実にも努めていきます。

4点目は、時代に合った地域をつくり安全な暮らしを守る、に関してであります。

地域福祉の充実については、昨年、路線バス運行事業者から、本町に関係する3路線を廃止したいとの申し出がありましたが、地域住民の通学や通院、買い物等の日常生活に必要な交通手段を確保するため、町単独で運行経費に対する補助金を交付し、路線バスの運行を維持していきます。また、住民福祉の向上を図るため、建設から25年が経過し、老朽化が目立つシルバーハウスの大規模改修を行うほか、とき温泉センターについては、大浴場の柱・梁等が腐食しているなど老朽化が進んでいることから、大規模改修に向けた調査、実施設計を行うこととしております。

安全な暮らしを守るという点では、災害が発生した際の被害を低減するには、ハード的な施策はもちろんです。自主防災組織の充実やそのための資機材の整備なども必要であります。このようなことから、引き続き自主防災組織のリーダー育成や防災備品の配備を拡充していくほか、消防自動車や消防小型ポンプの更新、防火水槽の新設を推進するなど、地域防災力の向上に努めていきます。また、県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用して、富来中学校に太陽光パネル及び蓄電池を設置し、災害時の避難所としての機能の向上を図っていきます。その他、町民の健康づくりや生涯学習環境の充実、東京オリンピックへ向けた事前合宿誘致を目指し、総合武道館に冷暖房施設の導入を含む大規模改修を行うとともに、総合体育館に最新のトレーニング機器の整備を行うこととしております。

以上、総合戦略の項目ごとに主な事業に絞って述べましたが、その他重点事

業についてもご説明いたします。

行財政分野では、冒頭でも申し上げました総合計画の策定のほか、町が保有する公共施設等について、長期的視点で総合的かつ計画的に管理していくため、本年 12 月を目処に、公共施設等総合管理計画を策定していきます。また、国の推進する新たな公会計制度を導入するため、新年度は、資産価格や耐用年数の洗い出し作業に着手し、平成 29 年度までに、財務書類の作成に必要な固定資産台帳を整備する予定であります。そのほか、社会保障・税番号制度システムの整備や家屋評価システムの導入を進めるほか、町民の連帯感の強化と地域の振興を図るため、引き続き地域づくり振興基金を積み立てすることとしております。

環境衛生の分野では、町民の皆様には、ごみの分別や生ごみの水切りの徹底により、ごみの減量化と資源化にご協力をいただいているところではありますが、さらに、この取り組みを一步でも進めるため、生ごみ処理機やコンポストの購入に係る補助制度を創設することとしております。また、可燃ごみの有料化から 5 年目となる平成 29 年度に向け、ごみ袋制の導入や処理手数料の見直し等を検討していきます。

健康・福祉の分野では、消費税の引き上げによる低所得者への影響緩和策として、町民税非課税者を対象とした臨時福祉給付金と併せて、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者や年金受給者への支援策である年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給される予定であり、国の施策に基づき予算を計上しております。

農業の振興については、引き続き地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備や老朽ため池の整備、農地の集積・集約化を進め、担い手農家の育成並びに農作業コストの削減に向けて支援をしていきます。また、県営ほ場整備事業については、相神地区の整備を引き続き促進していくとともに、新たに鹿頭地区において事業に着手することとしております。有害獣対策、特にイノシシ対策については、本年度、様々な取り組みを実施したことにより、イノシシの捕獲に大きな成果が得られましたが、引き続き地域と関係機関が一体となった防護、捕獲対策を総合的に推進していきます。

漁業の振興については、順次、水産基盤ストックマネジメント事業を実施し、漁港施設の長寿命化や漁港の機能と安全性を確保していきます。

林業の振興については、間伐などの森林整備を促進するため、富来七海及び徳

田地内で林道の整備を行うとともに、森林の健全な育成を図るため、石川県森林公社が実施する森林施業の集約化の促進や作業路の改良活動に対し、支援を行っていきます。

基幹道路・生活道路等の環境改善及び安全対策では、安全で快適な住民生活と円滑な交通の確保を図るため、老朽化した道路の補修や都市計画道路の整備を促進するとともに、市街地での融雪設備等の整備や橋梁の長寿命化や定期点検などを実施していきます。

特別会計及び企業会計では、住民の重要なインフラである水道及び下水道施設の整備促進や防災行政無線放送設備の更新、志賀クリニック及び富来病院の医療機器の整備など、住民生活に直結する施策を引き続き実施し、住民の福祉の向上を図っていきます。

以上、新年度予算案における主要な施策を申し上げましたが、全国の自治体が一斉に地方創生に取り組み、自治体間競争が激しさを増す中で、町民の皆様、住んで良かった、町外の方には、住んでみたい、とさせていただけるまちづくりを目指し、本町の魅力をさらに引き出すための各種施策に取り組んでいきますので、議員各位におかれましては、今後ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました案件についてご説明を申し上げます。案件は、平成 27 年度一般会計などの補正予算並びに条例の制定及び一部改正や契約案件などのほか、平成 28 年度各会計の当初予算、合わせて 46 件であります。以下、その大要につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第 2 号から議案第 11 号までは、平成 27 年度の一般会計などの補正予算であります。

議案第 2 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）については、国の補正予算に対応して、緊急に実施すべき事業費の計上や地方創生加速化交付金を活用した各種事業費の計上などにより、歳入では、国の補正予算による普通交付税の追加交付や地方創生加速化交付金、原子力災害対策施設等整備費補助金の増額のほか、事業の確定及び精算見込みに伴う所要の補正を行うものであります。歳出では、歳入同様、国の補正予算を受けて実施する志賀町創生総合戦略に基づく事業費を追加計上するほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金や自治体情報セキュリティ強化対策、県営ほ場整備、要配慮者等屋内退避施設整備、統合小学

校グラウンド整備などの事業費を追加するほか、事業の確定及び精算に伴う必要の補正を行うものであります。

議案第 3 号から議案第 11 号までの 9 会計の平成 27 年度補正予算については、いずれも事業の確定及び精算見込みにより所要額を補正するものであります。

議案第 12 号 志賀町行政不服審査条例については、行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関である行政不服審査会の設置や書類の写しの交付手数料など必要な事項について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 13 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する志賀町行政手続条例、志賀町情報公開条例、志賀町個人情報保護条例について、所要の改正を行うため、条例を制定するものであります。

議案第 14 号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例については、県内の雇用増大と経済活性化を目的とした石川県の地方再生計画が策定されたことに伴い、県と連携して本社機能等の立地促進に取り組むため、固定資産税の不均一課税に関する条例を新たに制定するものであります。

議案第 15 号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法の改正に伴い、市町村長の認可を受けた事業者が、家庭的保育事業等を実施することが可能になったことから、国の基準に基づき、許可に係る設備及び運営に関する基準について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 16 号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされたことから、国の基準に基づき、新たに条例を制定するものであります。

議案第 17 号 志賀町妊産婦医療費助成に関する条例については、妊産婦に対し、妊娠、出産に起因する医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と適切な医療の確保を促進し、母子保健の向上と福祉の増進を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 18 号 志賀町本社機能施設立地の促進に関する条例については、国の施策を受け、石川県は、平成 27 年度から本社機能立地促進補助金を創設したこ

とから、本町においても、本社機能施設の移転及び拡充する企業に対し、県と連携して、さらなる補助金制度の充実を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 19 号 志賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、行政不服審査法等の改正に伴い、審査や審理に関する書面や手数料等について、行政不服審査法と整合性を図る必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号 志賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布並びに行政不服審査法の全部改正に伴い、引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布に伴い、引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号 志賀町非常勤の職員の職務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金の給付にかかる調整率に変更があったため、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 24 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の国家公務員の給与改正に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されたことに伴い、期末手当の支給月数について、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことから、人事院勧告に準じて、給料表や勤勉手当、医師に係る初任給調整手当や地域手当などについて、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号 志賀町いこいの村能登半島施設改修基金条例の一部を改正する条例については、基金の対象とする施設に、志賀の郷ファミリーパーク及び志賀の郷運動公園を加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号 志賀町立公民館条例の一部を改正する条例については、志賀町立東増穂公民館の設置地番が、地籍調査の確定により変更になったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、高浜体育館を本年 4 月から志賀小学校の体育館として利用することから、条例に規定する体育施設から、高浜体育館を削除するものであります。

議案第 29 号 志賀町放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例については、本年 4 月から、志賀放課後児童クラブを志賀小学校へ、富来放課後児童クラブを富来小学校へそれぞれ移転するとともに、利用対象者を小学 6 年生まで拡充するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 30 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、石川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正や引用している法令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 31 号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正に併せて、引用している用語の定義などを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 32 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上位所得者層の国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方で、所得の低い被保険者の所得判定基準を緩和し、負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例については、志賀町本社機能施設立地の促進に関する条例の制定に併せ、補助対象企業の指定等について、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、都市計画道路の整備に伴う松ヶ丘住宅 5 戸及び老朽化に伴う地頭町住宅 1 棟 2 戸の解体にあたり、町営住宅の設置に係る名称及び地番について、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、平成 27 年第 3 回志賀町議会定例会で議決をいただいた、志賀町文化ホール放射

線防護対策工事に係る工事請負契約について、避難者の安全対策等のための階段手摺、誘導サイン、自家発電機回路増設工事のほか、消防署の指導に基づくポンプ室の照明やオイル漏れ警報パトランプの追加工事等を行うにあたり、契約金額を237万6,000円増額し、1億1,890万8,000円としたいので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号から議案第47号までの12議案は、一般会計ほか11会計の平成28年度予算についてであります。当初予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明を申し上げます。

以上、本定例会提出案件46件について概要説明を終わりますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私または関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

提案理由の説明で読み違いがありました。

まず、15ページの議案第14号については、3行目の「地域再生計画」を「地方再生計画」と読み違えました。それと、17ページの議案第22号に関しても、1行目の「職員の公務災害補償」を「職務災害」と読み違えました。もう一つが、18ページの議案第29号で、1行目の「児童クラブ設置条例」というところを「施設条例」と読み違えました。以上であります。

越後敏明議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第35号（質疑、委員会付託、討論、採決）

越後敏明議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第35号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（志賀町文化ホール放射線防護対策工事）を議題といたします。

（ 質 疑 ）

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

越後敏明議長 次に、休会の件についてお諮りします。

議案調査等のため、明 2 日から 7 日までの 6 日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、明2日から7日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時45分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第3号

入札結果報告について

(平成28年1月26日 12件)

(平成28年2月9日 4件)

2 議長報告第4号

議員派遣の決定及び研修報告について

3 議長報告第5号

委員会調査報告書について

- ・原子力発電所対策特別委員会委員長

4 議長報告第6号

財政援助団体等監査の結果について

5 議長報告第7号

例月出納検査の結果について

(平成28年1月25日実施分)

(平成28年2月24日実施分)